



宮 崎 県 公 報

平成30年12月20日（木曜日） 第 3057 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 41,700 円

目 次

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定……………（長寿介護課）	1
○指定居宅サービス事業の廃止……………（ “ ）	1
○指定介護予防サービス事業の廃止……………（ “ ）	2
○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更……………（障がい福祉課）	2
○保安林の指定予定の通知……………（自然環境課）	2
○保安林の指定施業要件の変更予定……………（ “ ）	2
○道路の供用の開始……………（道路保全課）	3
○土砂災害警戒区域の指定（2件）……………（砂防課）	3
○土砂災害特別警戒区域の指定（2件）……………（ “ ）	6
○建築基準法に基づく道路の位置の指定……………（建築住宅課）	10

公 告

○林業用種苗生産事業者講習会の開催……………（森林経営課）	10
○大規模小売店舗の変更に係る届出に対する市町村の意見……………（商工政策課）	10
○土地改良区の清算人の就退任の届出……………（農村整備課）	10
○宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更……………（水産政策課）	11
○家畜人工授精講習会修業試験の合格者……………（家畜防疫対策課）	14
○土地地区画整理事業の換地処分の変更の届出……………（都市計画課）	14

企業局企業管理規程

○企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程……………	14
病院局企業管理規程	
○病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程……………	15
人事委員会規則	
○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………	17
○職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………	19
○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………	19
○宿日直手当の額に関する規則の一部を改正する規則……………	20
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………	20
公安委員会規則	
○宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則……………	21
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する宮崎県公安委員会の事務の宮崎県警察本部長への委任等に関する規則の一部を改正する規則……………	22

告 示

宮崎県告示第 969号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成30年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570900490	活発えびの短時間道場	宮崎県えびの市原田2734番地90	株式会社O T - R o a d	宮崎県えびの市原田3258番地5	平成30年11月 1 日	通所介護

宮崎県告示第 970号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第75条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成30年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 業 者		廃 止 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570600173	有限会社メディカ ルケア	宮崎県日向市北町 1－2	有限会社メディカ ルケア	宮崎県日向市北町 1－2	平成30年11月30日	特定福祉用具販 売
4570600173	有限会社メディカ ルケア	宮崎県日向市北町 1－2	有限会社メディカ ルケア	宮崎県日向市北町 1－2	平成30年11月30日	福祉用具貸与

宮崎県告示第 971号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第 115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成30年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570600173	有限会社メディカ ルケア	宮崎県日向市北町 1－2	有限会社メディカ ルケア	宮崎県日向市北町 1－2	平成30年11月30日	介護予防福祉用 具貸与
4570600173	有限会社メディカ ルケア	宮崎県日向市北町 1－2	有限会社メディカ ルケア	宮崎県日向市北町 1－2	平成30年11月30日	特定介護予防福 祉用具販売

宮崎県告示第 972号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。

平成30年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
宮崎県看護協 会訪問看護ス テーションな でしこ3号館	宮崎市	宮崎市清武 町岡1丁目 28－11高野 Ⅲ H A Y A T E 1 階	宮崎市清武 町船引 644 －62新町橋 レジデンス 1 階事務所	平成30年 11月16日

宮崎県告示第 973号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字下野漆野 793・794・801（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字漆野 793・794・801（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 974号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字滝ノ内4779－2、4784－1、4784－3、4784－4
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字滝ノ内4779－2・4784－1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 975号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年12月20日から平成31年1月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	218号	西臼杵郡高千穂町大字押方字花ノ群4401番1地先から同郡同町同大字同字4401番1地先まで	平成30年12月20日

宮崎県告示第 976号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成30年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
延 岡 市	代 官 谷 川	10－ 426－ 2 － 033	土 石 流
	代官谷迫川	10－ 426－ 2 － 032	土 石 流
	二股西谷川	10－ 426－ 1 － 046	土 石 流
	二 股 谷 川	10－ 426－ 1 － 045	土 石 流
	桑水流谷川	10－ 426－ 1 － 044	土 石 流
	二股桑水流 沢	10－ 426－ 2 － 031	土 石 流

檜 原 谷 川	10－ 426－ 2 － 030	土 石 流
唐 立 沢 川	10－ 426－ 2 － 029	土 石 流
唐 立 沢	10－ 426－ 2 － 028	土 石 流
下 渡 谷 川	10－ 426－ 2 － 009	土 石 流
下 渡 沢	10－ 426－ 2 － 010	土 石 流
大 保 下 沢	10－ 426－ 2 － 008	土 石 流
頼 木 谷 川	10－ 426－ 2 － 023	土 石 流
第二小中尾 沢	10－ 426－ 2 － 020	土 石 流
駄 小 屋 沢	10－ 426－ 2 － 012	土 石 流
西上水流沢 －新①	10－ 426－ 1 － 034 －新①	土 石 流
西上水流沢 －新②	10－ 426－ 1 － 034 －新②	土 石 流
下 渡	I－ 1 － 1645	急傾斜地の崩壊
下 渡 － 1	II－ 1 － 7709	急傾斜地の崩壊
下渡－1－ 新①	II－ 1 － 7709－新①	急傾斜地の崩壊
下 渡 － 2	II－ 1 － 7710	急傾斜地の崩壊
波帰第2－ 新①	II－ 1 － 1662－新①	急傾斜地の崩壊
大 保 下	II－ 1 － 1673	急傾斜地の崩壊
大保下－2	II－ 1 － 7654	急傾斜地の崩壊
大保下－3	II－ 1 － 7655	急傾斜地の崩壊
上中尾－1	I－ 2 － 0251	急傾斜地の崩壊
上 中 尾	I－ 1 － 1678	急傾斜地の崩壊
大中尾－1	II－ 1 － 7640	急傾斜地の崩壊
大中尾－1 －新①	II－ 1 － 7640－新①	急傾斜地の崩壊
大 中 尾	II－ 1 － 1677	急傾斜地の崩壊

頼 木	I - 1 - 1671	急傾斜地の崩壊
頼 木 ①	II - 1 - 7672	急傾斜地の崩壊
小 中 尾	I - 1 - 1679	急傾斜地の崩壊
岩屋ヶ平－ 1	II - 1 - 7670	急傾斜地の崩壊
岩屋ヶ平－ 2	II - 1 - 7671	急傾斜地の崩壊
岩屋ヶ平－ 3	II - 1 - 7682	急傾斜地の崩壊
岩屋ヶ平－ 3－新①	II - 1 - 7682－新①	急傾斜地の崩壊
蔵 田 － 1	I - 1 - 3675	急傾斜地の崩壊
恵 比 須	I - 1 - 1644	急傾斜地の崩壊
蔵 田 － 2	II - 1 - 7747	急傾斜地の崩壊
駄小屋－1	II - 1 - 7714	急傾斜地の崩壊
駄小屋－2	II - 1 - 7715	急傾斜地の崩壊
駄小屋－2 －新①	II - 1 - 7715－新①	急傾斜地の崩壊
駄小屋－2 －新②	II - 1 - 7715－新②	急傾斜地の崩壊
駄小屋－3	II - 1 - 7722	急傾斜地の崩壊
駄小屋－4	II - 1 - 7723	急傾斜地の崩壊
駄小屋－5	II - 1 - 7724	急傾斜地の崩壊
駄小屋－6	II - 2 - 0421	急傾斜地の崩壊
荒 谷 － 1	II - 1 - 7735	急傾斜地の崩壊
荒谷－1－ 新①	II - 1 - 7735－新①	急傾斜地の崩壊
荒 谷 － 2	II - 1 - 7736	急傾斜地の崩壊
荒 谷 － 3	II - 1 - 7737	急傾斜地の崩壊
荒 谷 － 4	II - 1 - 7738	急傾斜地の崩壊
荒谷－4－ 新①	II - 1 - 7738－新①	急傾斜地の崩壊
唐 立 － 1	I - 1 - 3688	急傾斜地の崩壊
唐 立 － 4	II - 1 - 7689	急傾斜地の崩壊
唐立（1）	I - 1 - 1668	急傾斜地の崩壊
唐立－新①	I - 1 - 1668－新①	急傾斜地の崩壊
唐立－新②	I - 1 - 1668－新②	急傾斜地の崩壊
唐 立 － 3	II - 1 - 7688	急傾斜地の崩壊
唐 立 － 2	II - 1 - 7687	急傾斜地の崩壊
桧 原 － 3	II - 1 - 7686	急傾斜地の崩壊
桧 原 － 2	II - 1 - 7685	急傾斜地の崩壊
桧 原 － 1	II - 1 - 7684	急傾斜地の崩壊
二股桑水流 － 1	I - 1 - 3692	急傾斜地の崩壊
二股桑水流 （1）	I - 1 - 1669	急傾斜地の崩壊
二 股 － 3	II - 1 - 7661	急傾斜地の崩壊
二 股 － 1	I - 1 - 3684	急傾斜地の崩壊
二股（1）	I - 1 - 1670	急傾斜地の崩壊
二 股 － 2	II - 1 - 7660	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 977号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成30年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土 砂 災 害 の 発 生 原 因 と な る 自 然 現 象 の 種 類
延 岡 市	上 水 流 沢	10－ 426－ 1－ 036	土 石 流

宮 崎 県 公 報

平成 30 年 12 月 20 日（木曜日） 第 3057 号

足鍋沢川①	10- 426- 1 - 037	土 石 流	角 田 第 2	I - 1 - 1637	急傾斜地の崩壊
足鍋沢川②	10- 426- 1 - 038	土 石 流	角田第 2 - 新①	I - 1 - 1637-新①	急傾斜地の崩壊
和田ノ迫川	10- 426- 1 - 039	土 石 流	角田第 2 - 新②	I - 1 - 1637-新②	急傾斜地の崩壊
前 畑 谷 川	10- 426- 1 - 047	土 石 流	笠 下	I - 1 - 1638	急傾斜地の崩壊
笠 下 谷 川	10- 426- 1 - 048	土 石 流	東 野 々 下	I - 1 - 1639	急傾斜地の崩壊
南久保山沢	10- 426- 2 - 013	土 石 流	川水流第 1	I - 1 - 1640	急傾斜地の崩壊
小田ノ迫川	10- 426- 2 - 025	土 石 流	川水流第 2	I - 1 - 1641	急傾斜地の崩壊
笠 下 沢	10- 426- 2 - 034	土 石 流	川水流第 2 -新①	I - 1 - 1641-新①	急傾斜地の崩壊
第二笠下黒 原沢	10- 426- 2 - 036	土 石 流	川水流第 2 -新②	I - 1 - 1641-新②	急傾斜地の崩壊
上三輪町（ 1）	10- 203- 2 - 033	土 石 流	上 崎	I - 1 - 1643	急傾斜地の崩壊
大野内谷川	10- 203- 1 - 100	土 石 流	後 曾 木	I - 1 - 1682	急傾斜地の崩壊
出 野 谷 川	10- 203- 1 - 101	土 石 流	下曾木第 1	I - 1 - 1683	急傾斜地の崩壊
酒 井 谷 川	10- 203- 1 - 102	土 石 流	柳 瀬	I - 1 - 1685	急傾斜地の崩壊
妙町（2）	10- 203- 1 - 103	土 石 流	南 久 保 山	I - 1 - 1686	急傾斜地の崩壊
浜砂（5）	10- 203- 1 - 104	土 石 流	角 田 第 3	I - 1 - 2201	急傾斜地の崩壊
桑平町（1 ）	10- 203- 1 - 105	土 石 流	北 久 保 山	I - 1 - 2202	急傾斜地の崩壊
桑 平 谷 川	10- 203- 1 - 106	土 石 流	笠 下 第 2	I - 1 - 2217	急傾斜地の崩壊
小畑西谷川	10- 203- 1 - 107	土 石 流	上水流第 1	I - 1 - 2219	急傾斜地の崩壊
小 畑 谷 川	10- 203- 1 - 108	土 石 流	上水流第 2	I - 1 - 2220	急傾斜地の崩壊
妙町（1）	10- 203- 2 - 062	土 石 流	笠下黒原－ 1	I - 1 - 3673	急傾斜地の崩壊
六 首 谷 川	10- 203- 2 - 063	土 石 流	笠下黒原－ 2	I - 1 - 3674	急傾斜地の崩壊
浜砂（1）	10- 203- 2 - 064	土 石 流	後曾木－1	I - 1 - 3677	急傾斜地の崩壊
高 畑 谷 川	10- 203- 2 - 065	土 石 流	曾木原－1	I - 1 - 3691	急傾斜地の崩壊
佐野町（2 ）	10- 203- 2 - 066	土 石 流	笠 下 第 3	I - 2 - 0254	急傾斜地の崩壊
角 田 第 1	I - 1 - 1636	急傾斜地の崩壊			

滝 の 上	Ⅱ－１－2205	急傾斜地の崩壊	上三輪第 4	Ⅱ－１－7459	急傾斜地の崩壊
足 鍋 第 1	Ⅱ－１－2223	急傾斜地の崩壊	三 輪 － 2	Ⅱ－１－7585	急傾斜地の崩壊
足 鍋 第 2	Ⅱ－１－7639	急傾斜地の崩壊	上三輪第11	Ⅱ－１－7586	急傾斜地の崩壊
門の内－1	Ⅱ－１－7718	急傾斜地の崩壊	上三輪第12	Ⅱ－１－7587	急傾斜地の崩壊
門の内－2	Ⅱ－１－7719	急傾斜地の崩壊	桑 平	Ⅰ－１－1621	急傾斜地の崩壊
門の内－3	Ⅱ－１－7720	急傾斜地の崩壊	桑 平 第 2	Ⅰ－１－2187	急傾斜地の崩壊
門の内－4	Ⅱ－１－7721	急傾斜地の崩壊	大 野 第 1	Ⅰ－１－2190	急傾斜地の崩壊
後曾木－2	Ⅱ－１－7730	急傾斜地の崩壊	森 木 第 2	Ⅰ－１－2193	急傾斜地の崩壊
後曾木－3	Ⅱ－１－7731	急傾斜地の崩壊	森木第2－ 新①	Ⅰ－１－2193－新①	急傾斜地の崩壊
松 尾	Ⅱ－１－7732	急傾斜地の崩壊	黒 岩	Ⅰ－１－3633	急傾斜地の崩壊
曾木原－2	Ⅱ－１－7734	急傾斜地の崩壊	妙 第 2	Ⅱ－１－2189	急傾斜地の崩壊
川水流第5	Ⅱ－１－7741	急傾斜地の崩壊	妙第2－新 ①	Ⅱ－１－2189－新①	急傾斜地の崩壊
川水流第5 －新①	Ⅱ－１－7741－新①	急傾斜地の崩壊	桑 平 第 3	Ⅱ－１－7369	急傾斜地の崩壊
笠 下 第 4	Ⅱ－１－7743	急傾斜地の崩壊	大 野 第 2	Ⅱ－１－7572	急傾斜地の崩壊
笠下第4－ 新①	Ⅱ－１－7743－新①	急傾斜地の崩壊	森 木 第 1	Ⅱ－１－7617	急傾斜地の崩壊
笠 下 第 5	Ⅱ－１－7744	急傾斜地の崩壊	森 木 第 3	Ⅱ－１－7618	急傾斜地の崩壊
笠 下 第 6	Ⅱ－１－7745	急傾斜地の崩壊	妙 第 3	Ⅱ－１－7619	急傾斜地の崩壊
笠 下 第 7	Ⅱ－１－7746	急傾斜地の崩壊	大 野 第 6	Ⅱ－１－7627	急傾斜地の崩壊
南久保山－ 2	Ⅱ－１－7748	急傾斜地の崩壊			
角 田 第 5	Ⅱ－１－7749	急傾斜地の崩壊			
角 田 第 4	Ⅱ－１－8469	急傾斜地の崩壊			
上 崎 第 3	Ⅱ－２－0420	急傾斜地の崩壊			
上崎第3－ 新①	Ⅱ－２－0420－新①	急傾斜地の崩壊			
上三輪第1	Ⅰ－１－1420	急傾斜地の崩壊			
上三輪第3	Ⅰ－１－3601	急傾斜地の崩壊			

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 978号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成30年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土 砂 災 害 の 発 生 原因となる自然 現 象 の 種 類
延 岡 市	代 官 谷 川	10－ 426－ 2－ 033	土 石 流

代官谷迫川	10- 426- 2 - 032	土 石 流	大中尾- 1	Ⅱ- 1 -7640	急傾斜地の崩壊
二股西谷川	10- 426- 1 - 046	土 石 流	大中尾- 1 -新①	Ⅱ- 1 -7640-新①	急傾斜地の崩壊
二 股 谷 川	10- 426- 1 - 045	土 石 流	大 中 尾	Ⅱ- 1 -1677	急傾斜地の崩壊
二股桑水流 沢	10- 426- 2 - 031	土 石 流	頼 木	Ⅰ- 1 -1671	急傾斜地の崩壊
檜 原 谷 川	10- 426- 2 - 030	土 石 流	頼 木 ①	Ⅱ- 1 -7672	急傾斜地の崩壊
唐 立 沢 川	10- 426- 2 - 029	土 石 流	小 中 尾	Ⅰ- 1 -1679	急傾斜地の崩壊
唐 立 沢	10- 426- 2 - 028	土 石 流	岩屋ヶ平- 1	Ⅱ- 1 -7670	急傾斜地の崩壊
下 渡 谷 川	10- 426- 2 - 009	土 石 流	岩屋ヶ平- 2	Ⅱ- 1 -7671	急傾斜地の崩壊
下 渡 沢	10- 426- 2 - 010	土 石 流	岩屋ヶ平- 3	Ⅱ- 1 -7682	急傾斜地の崩壊
大 保 下 沢	10- 426- 2 - 008	土 石 流	岩屋ヶ平- 3-新①	Ⅱ- 1 -7682-新①	急傾斜地の崩壊
第二小中尾 沢	10- 426- 2 - 020	土 石 流	蔵 田 - 1	Ⅰ- 1 -3675	急傾斜地の崩壊
駄 小 屋 沢	10- 426- 2 - 012	土 石 流	恵 比 須	Ⅰ- 1 -1644	急傾斜地の崩壊
西上水流沢 -新①	10- 426- 1 - 034 -新①	土 石 流	蔵 田 - 2	Ⅱ- 1 -7747	急傾斜地の崩壊
西上水流沢 -新②	10- 426- 1 - 034 -新②	土 石 流	駄小屋- 1	Ⅱ- 1 -7714	急傾斜地の崩壊
下 渡	Ⅰ- 1 -1645	急傾斜地の崩壊	駄小屋- 2	Ⅱ- 1 -7715	急傾斜地の崩壊
下 渡 - 1	Ⅱ- 1 -7709	急傾斜地の崩壊	駄小屋- 2 -新①	Ⅱ- 1 -7715-新①	急傾斜地の崩壊
下 渡 - 1 - 新①	Ⅱ- 1 -7709-新①	急傾斜地の崩壊	駄小屋- 2 -新②	Ⅱ- 1 -7715-新②	急傾斜地の崩壊
下 渡 - 2	Ⅱ- 1 -7710	急傾斜地の崩壊	駄小屋- 3	Ⅱ- 1 -7722	急傾斜地の崩壊
波帰第 2 - 新①	Ⅱ- 1 -1662-新①	急傾斜地の崩壊	駄小屋- 4	Ⅱ- 1 -7723	急傾斜地の崩壊
大 保 下	Ⅱ- 1 -1673	急傾斜地の崩壊	駄小屋- 5	Ⅱ- 1 -7724	急傾斜地の崩壊
大保下- 2	Ⅱ- 1 -7654	急傾斜地の崩壊	駄小屋- 6	Ⅱ- 2 -0421	急傾斜地の崩壊
大保下- 3	Ⅱ- 1 -7655	急傾斜地の崩壊	荒 谷 - 1	Ⅱ- 1 -7735	急傾斜地の崩壊
上中尾- 1	Ⅰ- 2 -0251	急傾斜地の崩壊	荒谷- 1 - 新①	Ⅱ- 1 -7735-新①	急傾斜地の崩壊
上 中 尾	Ⅰ- 1 -1678	急傾斜地の崩壊			

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

荒 谷 - 2	Ⅱ - 1 - 7736	急傾斜地の崩壊
荒 谷 - 3	Ⅱ - 1 - 7737	急傾斜地の崩壊
荒 谷 - 4	Ⅱ - 1 - 7738	急傾斜地の崩壊
荒谷 - 4 - 新①	Ⅱ - 1 - 7738 - 新①	急傾斜地の崩壊
唐 立 - 1	I - 1 - 3688	急傾斜地の崩壊
唐 立 - 4	Ⅱ - 1 - 7689	急傾斜地の崩壊
唐立（1）	I - 1 - 1668	急傾斜地の崩壊
唐立 - 新①	I - 1 - 1668 - 新①	急傾斜地の崩壊
唐立 - 新②	I - 1 - 1668 - 新②	急傾斜地の崩壊
唐 立 - 3	Ⅱ - 1 - 7688	急傾斜地の崩壊
唐 立 - 2	Ⅱ - 1 - 7687	急傾斜地の崩壊
桜 原 - 3	Ⅱ - 1 - 7686	急傾斜地の崩壊
桜 原 - 2	Ⅱ - 1 - 7685	急傾斜地の崩壊
桜 原 - 1	Ⅱ - 1 - 7684	急傾斜地の崩壊
二股桑水流 - 1	I - 1 - 3692	急傾斜地の崩壊
二股桑水流（1）	I - 1 - 1669	急傾斜地の崩壊
二 股 - 3	Ⅱ - 1 - 7661	急傾斜地の崩壊
二 股 - 1	I - 1 - 3684	急傾斜地の崩壊
二股（1）	I - 1 - 1670	急傾斜地の崩壊
二 股 - 2	Ⅱ - 1 - 7660	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 979号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成30年12月20日

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延 岡 市	上 水 流 沢	10 - 426 - 1 - 036	土 石 流
	足鍋沢川①	10 - 426 - 1 - 037	土 石 流
	足鍋沢川②	10 - 426 - 1 - 038	土 石 流
	和田ノ迫川	10 - 426 - 1 - 039	土 石 流
	笠 下 沢	10 - 426 - 2 - 034	土 石 流
	第二笠下黒原沢	10 - 426 - 2 - 036	土 石 流
	上三輪町（1）	10 - 203 - 2 - 033	土 石 流
	出 野 谷 川	10 - 203 - 1 - 101	土 石 流
	妙町（2）	10 - 203 - 1 - 103	土 石 流
	浜砂（5）	10 - 203 - 1 - 104	土 石 流
	桑平町（1）	10 - 203 - 1 - 105	土 石 流
	桑 平 谷 川	10 - 203 - 1 - 106	土 石 流
	小畑西谷川	10 - 203 - 1 - 107	土 石 流
	小 畑 谷 川	10 - 203 - 1 - 108	土 石 流
	妙町（1）	10 - 203 - 2 - 062	土 石 流
	六 首 谷 川	10 - 203 - 2 - 063	土 石 流
	浜砂（1）	10 - 203 - 2 - 064	土 石 流
	佐野町（2）	10 - 203 - 2 - 066	土 石 流
	角 田 第 1	I - 1 - 1636	急傾斜地の崩壊
	角 田 第 2	I - 1 - 1637	急傾斜地の崩壊
	角田第2 - 新①	I - 1 - 1637 - 新①	急傾斜地の崩壊
	角田第2 - 新②	I - 1 - 1637 - 新②	急傾斜地の崩壊

笠 下	I - 1 - 1638	急傾斜地の崩壊	門の内 - 2	II - 1 - 7719	急傾斜地の崩壊
東 野 々 下	I - 1 - 1639	急傾斜地の崩壊	門の内 - 3	II - 1 - 7720	急傾斜地の崩壊
川水流第 1	I - 1 - 1640	急傾斜地の崩壊	門の内 - 4	II - 1 - 7721	急傾斜地の崩壊
川水流第 2	I - 1 - 1641	急傾斜地の崩壊	後曾木 - 2	II - 1 - 7730	急傾斜地の崩壊
川水流第 2 - 新①	I - 1 - 1641 - 新①	急傾斜地の崩壊	後曾木 - 3	II - 1 - 7731	急傾斜地の崩壊
川水流第 2 - 新②	I - 1 - 1641 - 新②	急傾斜地の崩壊	松 尾	II - 1 - 7732	急傾斜地の崩壊
上 崎	I - 1 - 1643	急傾斜地の崩壊	曾木原 - 2	II - 1 - 7734	急傾斜地の崩壊
後 曾 木	I - 1 - 1682	急傾斜地の崩壊	川水流第 5	II - 1 - 7741	急傾斜地の崩壊
下曾木第 1	I - 1 - 1683	急傾斜地の崩壊	川水流第 5 - 新①	II - 1 - 7741 - 新①	急傾斜地の崩壊
柳 瀬	I - 1 - 1685	急傾斜地の崩壊	笠 下 第 4	II - 1 - 7743	急傾斜地の崩壊
南 久 保 山	I - 1 - 1686	急傾斜地の崩壊	笠下第 4 - 新①	II - 1 - 7743 - 新①	急傾斜地の崩壊
角 田 第 3	I - 1 - 2201	急傾斜地の崩壊	笠 下 第 5	II - 1 - 7744	急傾斜地の崩壊
北 久 保 山	I - 1 - 2202	急傾斜地の崩壊	笠 下 第 6	II - 1 - 7745	急傾斜地の崩壊
笠 下 第 2	I - 1 - 2217	急傾斜地の崩壊	笠 下 第 7	II - 1 - 7746	急傾斜地の崩壊
上水流第 1	I - 1 - 2219	急傾斜地の崩壊	南久保山 - 2	II - 1 - 7748	急傾斜地の崩壊
上水流第 2	I - 1 - 2220	急傾斜地の崩壊	角 田 第 5	II - 1 - 7749	急傾斜地の崩壊
笠下黒原 - 1	I - 1 - 3673	急傾斜地の崩壊	角 田 第 4	II - 1 - 8469	急傾斜地の崩壊
笠下黒原 - 2	I - 1 - 3674	急傾斜地の崩壊	上 崎 第 3	II - 2 - 0420	急傾斜地の崩壊
後曾木 - 1	I - 1 - 3677	急傾斜地の崩壊	上崎第 3 - 新①	II - 2 - 0420 - 新①	急傾斜地の崩壊
曾木原 - 1	I - 1 - 3691	急傾斜地の崩壊	上三輪第 1	I - 1 - 1420	急傾斜地の崩壊
笠 下 第 3	I - 2 - 0254	急傾斜地の崩壊	上三輪第 3	I - 1 - 3601	急傾斜地の崩壊
滝 の 上	II - 1 - 2205	急傾斜地の崩壊	上三輪第 4	II - 1 - 7459	急傾斜地の崩壊
足 鍋 第 1	II - 1 - 2223	急傾斜地の崩壊	三 輪 - 2	II - 1 - 7585	急傾斜地の崩壊
足 鍋 第 2	II - 1 - 7639	急傾斜地の崩壊	上三輪第 11	II - 1 - 7586	急傾斜地の崩壊
門の内 - 1	II - 1 - 7718	急傾斜地の崩壊	桑 平	I - 1 - 1621	急傾斜地の崩壊

桑 平 第 2	I - 1 - 2187	急傾斜地の崩壊	
大 野 第 1	I - 1 - 2190	急傾斜地の崩壊	
森 木 第 2	I - 1 - 2193	急傾斜地の崩壊	
森木第2－ 新①	I - 1 - 2193－新①	急傾斜地の崩壊	
黒 岩	I - 1 - 3633	急傾斜地の崩壊	
妙 第 2	II - 1 - 2189	急傾斜地の崩壊	
桑 平 第 3	II - 1 - 7369	急傾斜地の崩壊	
大 野 第 2	II - 1 - 7572	急傾斜地の崩壊	
森 木 第 1	II - 1 - 7617	急傾斜地の崩壊	
森 木 第 3	II - 1 - 7618	急傾斜地の崩壊	
妙 第 3	II - 1 - 7619	急傾斜地の崩壊	
大 野 第 6	II - 1 - 7627	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 980号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 （メートル）		指 定 年月日
			幅員	延長	
（高鍋） 30－3	清水正美	児湯郡新富町大字 三納代字柳原1623 番 4、1623番 4 地 先里道の一部	6.00	35.53	平成30 年11月 29日

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第 1 項の規定により、生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成30年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 開催の日時
平成31年 2 月27日（水曜日）午前 9 時から午後 5 時まで
- 開催の場所
宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号

- 宮崎県庁 7 号館 4 階 744号室
- 受講申込受付期間
平成31年 1 月 8 日（火曜日）から平成31年 2 月 8 日（金曜日）まで
 - 受講申込書の提出先
最寄りの西臼杵支庁又は農林振興局
 - 受講手数料
14,000円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
 - その他
(1) 受講申込書は、最寄りの西臼杵支庁又は農林振興局で交付する。
(2) 詳細については、最寄りの西臼杵支庁若しくは農林振興局の林務課又は宮崎県環境森林部森林経営課（電話0985（26）7158）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、西都市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル西都店
西都市大字右松1937－1 他22筆
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 6 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更
平成30年 7 月17日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成30年12月20日から平成31年 1 月21日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第68条第 4 項において準用する同法第18条第16項の規定により、平田土地改良区（西都市）の清算人の就退任について次のとおり届出があった。

平成30年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した清算人

氏 名	住 所
武 智 慶 徳	宮崎市城ヶ崎 1 丁目 1 番地 1

2 退任した清算人

氏 名	住 所
福 島 妙 美	西都市御舟町 1 丁目69番地

三 井 一 男	西都市大字三宅4130番地
橋 口 定 憲	西都市大字右松2127番地

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第4条第7項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更した。

平成30年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県の水産業は、生産量及び生産額ともに全国第14位（平成28年）の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。
- (2) また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画（未来みやざき創造プラン）の中でも重要な位置付けであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- (3) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊する魚類の、沿岸域では浮魚類あるいは根付け資源等の好漁場が形成されている。
- (4) 我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源もみられ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くみられる。
- (5) 今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
- (6) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じた資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであるが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第3条第1項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
なお、くろまぐろに関する本県の保存管理措置については、別に定める。
- (7) また、宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本方針に基づき、水産資源の利用及び管理を推進することとする。
- (8) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。
- (9) さらに、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制（法第13条第2項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- (10) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定め

られた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第1種特定海洋生物資源の 期間別に定め る数量		平成29年	平成30年
	まさば及びごまさば	26,000トン	10,000トン
	まいわし	若干	47,500トン
	まあじ	若干	若干

（注）「平成29年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成29年7月から平成30年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成29年1月から平成29年12月までである。「平成30年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成30年7月から平成31年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成30年1月から平成30年12月までである。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類	中型まき網漁業及び小型まき網漁業		
第1種特定海洋生物資源の 期間別に定め る数量		平成29年	平成30年
	まさば及びごまさば	25,532トン	9,686トン
	まいわし	若干	47,177トン
	まあじ	若干	若干

（注）「平成29年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成29年7月から平成30年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成29年1月から平成29年12月までである。「平成30年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成30年7月から平成31年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成30年1月から平成30年12月までである。

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。）の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制の普及

及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあつては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めることとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあつては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。
 - (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。
- 6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項
- 本県においては該当なし

宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定めるくろまぐろについて

1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- (1) 本県においてくろまぐろは、主にひき縄漁業や釣り漁業、定置漁業などにより漁獲されている。その中において、同資源の保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、本県の漁業実態に応じた適切な管理措置を講じる。
- (2) また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期にその是正措置を講じるものとする。
- (3) さらに、管理を適切に行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、国又は関係都道府県との連携の下、本県水産試験場の資源調査体制の充実強化を図る。
- (4) これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図るため、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者によ

る自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

2 くろまぐろの漁獲可能量について宮崎県の知事管理量に関する事項

第4管理期間（平成30年7月1日から平成31年3月31日まで）におけるくろまぐろの知事管理量は、次の表のとおりである。

区 分	知事管理量	留保する量
30キログラム未満のもの（以下、「小型魚」という。）	15.5トン	うち 1.6トンを本県の留保とする
30キログラム以上のもの（以下、「大型魚」という。）	7.6トン	うち 1.6トンを本県の留保とする

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

3 くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

(1) 採捕の種類別の割当量について

2に掲げる知事管理量の小型魚における採捕の種類別に定める割当量は、次の表のとおりとし、大型魚は採捕の種類別に定めないものとする。

採捕の種類	小型魚
本県の漁船漁業等の割当量	9.6トン
本県の定置漁業の割当量	4.3トン

(注) 漁船漁業等とは、定置漁業以外の漁業をいう。

(2) 採捕の種類別の数量を期間別の数量に分けた割当量について

(1)に掲げる小型魚における採捕の種類別の割当量を期間別に分けて定める割当量は、次の表のとおりとし、大型魚は採捕の期間別に定めないものとする。

なお、各期間別の未消化数量については、全数量を次の期間へ充当することとし、期間別の割当量が変更したときは、速やかに公表し、各漁業協同組合へ通知する。

採捕の期間	漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量	9.6トン	4.3トン
うち7月～9月	2.0トン	0.4トン
10月～12月	4.2トン	3.5トン
1月～3月	3.4トン	0.4トン

本県の採捕の数量が採捕の種類別又は期間別の割当量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類ごと又は期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 緊急報告体制について

① 各漁業協同組合は、急激な採捕の積み上げに備え、小型魚及び大型魚の別に次に掲げる報告基準に該当する場合は、土日祝祭日を問わず速やかに県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

採捕の種類	報告基準
漁船漁業等	割当量の8割を消化するまで 1日1隻当たり 100キログラムを超える量の採捕

	割当量の 8 割を超えて消化した場合 1 日 1 隻当たり 50 キログラムを超える量の採捕
定置漁業	割当量の 8 割を消化するまで 1 日 1 か統当たり 100 キログラムを超える量の採捕 割当量の 8 割を超えて消化した場合 1 日 1 か統当たり 50 キログラムを超える量の採捕

（注）割当量とは、小型魚にあっては採捕の種類別の割当量をいい、大型魚にあっては知事管理量をいう。

② ①の県への一報は、次に掲げる流れにより行うものとする。

ア 漁業者の段階

漁業者は、①の数量の漁獲があった場合、当日中に当該漁業者が所属する漁業協同組合（以下「所属漁業協同組合」という。）に採捕の数量報告を行う。

イ 漁業協同組合の段階

所属漁業協同組合は、①の該当事案を認めた場合、県水産政策課へ電話連絡を行うとともに、管内の他の漁業者に対し同様の事例の有無を確認し、その有無についても県水産政策課へ電話連絡を行う。

また、県は、①の事案について、県内の全ての漁協に注意喚起のため、FAX 連絡を行うこととする。

③ ①の緊急報告による急激な採捕があった場合に直ちに当該関係漁業者が取り組む緊急の管理措置は、次表のとおりとする。

また、県は、当該採捕の数量報告を受けた場合、次表の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
漁船漁業等	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業の自粛、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。
定置漁業	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。

（注）急激な採捕が小型魚のみの場合は小型魚のみを対象として管理措置を実施し、大型魚のみの場合は大型魚のみを対象として管理措置を実施することとする。

④ 県は、小型魚及び大型魚の別に 1 日 1 トンを超える採捕の数量報告があった場合は、当該採捕の数量を国に報告する。

（2）採捕の数量の公表等について

① 県は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、2 又は 3 の数量（留保の数量を除く。）の 7 割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

② また、採捕の数量が我が国全体の小型魚又は大型魚別の漁獲可能量の 7 割を超え、又は超えるおそれが著しく大きいと

認める時点で、農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で①の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって①の公表とする。

（3）早期是正措置について

県は、(2)の採捕の数量の公表後、速やかに法第 9 条第 2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする次に掲げる早期是正措置を管内の漁業者等に対し講じるものとする。

① 漁船漁業等（小型魚）

ア 割当量の 7 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1 日 1 隻当たり 80 キログラムを採捕の上限とし、80 キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、小型魚の漁獲を回避する。
- ・漁業者は、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の 8 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1 日 1 隻当たり 40 キログラムを採捕の上限とし、40 キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、小型魚の漁獲を回避する。
- ・漁業者は、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の 9 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業を自粛する。
- ・漁業者は、くろまぐろの採捕をやむを得ない混獲のみとする。
- ・漁業者は、生存個体を全て放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

② 定置漁業（小型魚）

ア 割当量の 7 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1 日 1 か統当たり 80 キログラムを採捕の上限とし、80 キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の 8 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1 日 1 か統当たり 40 キログラムを採捕の上限とし、40 キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の 9 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、くろまぐろの入網がないことを確認し、網起こしを行う。
- ・漁業者は、くろまぐろの入網がある場合には、生存個体を全て放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

③ 大型魚

知事管理量の 7 割を超えるおそれがあると認めるとき。

なお、次に掲げる取組は、知事管理量の 9 割を超えるおそ

れがあると認めるときまで継続して実施する。

- ・漁船漁業等では、漁業者は、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業を自粛し、くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとする。
- ・定置漁業では、漁業者は、くろまぐろの入網がないことを確認し、網起こしを行う。
- ・漁業者は、生存個体を全て放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(4) 協定の締結について

県は、法第13条第2項の規定に基づく協定の締結に向け、各漁業協同組合と検討準備を進める。具体的には、本年中に「くろまぐろ資源管理協議会」（仮称）を立ち上げるものとし、第5管理期間内の締結を目指す。

(5) 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

- ① 県は、管内の漁船漁業等を営む漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、県は、国に対し、当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- ② 特に、プレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、県は、国と協力しつつ、各釣り団体のホームページやテレビ等の媒体を通じ、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

(1) 第4管理期間までの小型魚の超過分の差し引き等について

第2管理期間の超過量については、差し引きがない場合の漁獲枠の2割（2.9トン）を上限として9年間にわたって分割して差し引くこととしている。ただし、第4管理期間は管理期間が9か月間であることから、漁獲枠超過量の差し引き量も9か月分に按分した2.5トン（表1の第3欄）とする。

なお、本県の第3管理期間の未消化数量6.5トン（表1の第4欄）は、第5管理期間以降の差し引きに充当することとし、第5管理期間以降の差し引き量の合計を12.7トン（表1の第5欄）とする。また、第4管理期間の未消化数量については、第5管理期間以降の差し引き分に充当する。

表1 第2・第3管理期間の差し引き及び充当数量の表

第2管理 期間超過 量合計	第3管理期 間期首の差 し引き済み 量	第4管理 期間期首 の差し引 き量	第3管理期間 の未消化数量 による繰り上 げ返済分	第5管理期 間以降の差 し引き量合 計
24.6トン	2.9トン	2.5トン	6.5トン	12.7トン

表2 第4管理期間以降の本県の小型魚の漁獲可能数量の表

	本県全体の 差し引き数量	差し引き後の 本県漁獲可能数量
第4管理期間 (2018年)	2.5トン	10.2トン
第5管理期間 (2019年)	1.9トン	12.8トン
第6管理期間 (2020年)	1.9トン	12.8トン
第7管理期間 (2021年)	1.9トン	12.8トン
第8管理期間 (2022年)	1.9トン	12.8トン
第9管理期間 (2023年)	1.9トン	12.8トン
第10管理期間 (2024年)	1.9トン	12.8トン
第11管理期間 (2025年)	1.3トン	13.4トン

(2) 採捕の停止命令について

- ① 本県の採捕の数量が2の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ② 本県の採捕の数量が3の採捕の種類別又は期間別の数量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ③ 遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令（法第10条関係）が出された場合は、本県の水面での遊漁者も命令対象者であり、管内の漁船漁業等を営む漁業者に対し管理の取組を指導した場合は、同様の指導を行う。

平成30年10月16日から11月16日まで開催した家畜人工授精に関する講習会の修業試験の合格者は、次の受講番号のとおりである。

平成30年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 2 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、宮崎市長から、平成30年10月14日付け宮崎県公報号外第38号で公告した田野都市計画事業南原土地区画整理事業の換地処分の一部を取り消し、新たに当該部分について換地処分をした旨の届出があった。

平成30年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

企業局企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成30年12月20日

宮崎県企業局長 関 師 雄 一

宮崎県企業局企業管理規程第5号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和35年宮崎県企業局企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(宿日直手当)

第4条 企業職員が宿直又は日直のため勤務を命ぜられた場合の宿日直手当の額は、勤務1回につき 7,200円とする。ただし、管理者が別に定める場合は、1万 800円とする。

2 [略]

別表第1（第2条の2関係）

職	職務の級	支給額
副局長	[略]	
	8級	<u>117,000円</u>
[略]		

改正後

(宿日直手当)

第4条 企業職員が宿直又は日直のため勤務を命ぜられた場合の宿日直手当の額は、勤務1回につき 7,400円とする。ただし、管理者が別に定める場合は、1万 1,100円とする。

2 [略]

別表第1（第2条の2関係）

職	職務の級	支給額
副局長	[略]	
	8級	<u>117,100円</u>
[略]		

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行し、この企業管理規程による改正後の企業職員の給与に関する規程の規定は、平成30年4月1日から適用する。

病院局企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成30年12月20日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

宮崎県病院局企業管理規程第8号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(宿日直手当) 第11条 病院事業給与条例第16条の規定により支給される宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その額に 100分の50を乗じて得た額とする。 (1) 次号から第5号までに掲げるもの以外の宿直勤務又は日直勤務 <u>4,200円</u> (2) 看護業務の管理又は監督のための看護師長等の宿直勤務又は日直勤務 <u>5,900円</u> (3) 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための薬剤師、診療放射線技師又は臨床検査技師の宿直勤務又は日直勤務 <u>5,900円</u> (4) 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の事務処理等のための宿直勤務又は日直勤務 <u>5,900円</u> (5) 入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務又は日直勤務 <u>2万円</u> 2 [略]	(宿日直手当) 第11条 病院事業給与条例第16条の規定により支給される宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その額に 100分の50を乗じて得た額とする。 (1) 次号から第5号までに掲げるもの以外の宿直勤務又は日直勤務 <u>4,400円</u> (2) 看護業務の管理又は監督のための看護師長等の宿直勤務又は日直勤務 <u>6,100円</u> (3) 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための薬剤師、診療放射線技師又は臨床検査技師の宿直勤務又は日直勤務 <u>6,100円</u> (4) 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の事務処理等のための宿直勤務又は日直勤務 <u>6,100円</u> (5) 入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務又は日直勤務 <u>2万 1,000円</u> 2 [略]

別表第7を次のように改める。

別表第 7（第 8 条関係）

職員の区分 期間の区分	県立延岡病院に勤 務する職員	その他の職員
	円	円
1 年未満	414,800	368,800
1 年以上 2 年未満	414,800	368,800
2 年以上 3 年未満	414,800	368,800
3 年以上 4 年未満	414,800	368,800
4 年以上 5 年未満	414,800	368,800
5 年以上 6 年未満	414,800	368,800
6 年以上 7 年未満	414,800	368,800
7 年以上 8 年未満	414,800	368,800
8 年以上 9 年未満	414,800	368,800
9 年以上 10 年未満	414,800	368,800
10 年以上 11 年未満	414,800	368,800
11 年以上 12 年未満	414,800	368,800
12 年以上 13 年未満	414,800	368,800
13 年以上 14 年未満	414,800	368,800
14 年以上 15 年未満	414,800	368,800
15 年以上 16 年未満	414,800	368,800
16 年以上 17 年未満	410,400	364,800
17 年以上 18 年未満	406,000	360,800
18 年以上 19 年未満	401,600	356,800
19 年以上 20 年未満	397,200	352,800
20 年以上 21 年未満	392,800	348,800
21 年以上 22 年未満	373,400	331,900
22 年以上 23 年未満	353,600	314,700
23 年以上 24 年未満	334,300	298,000
24 年以上 25 年未満	314,900	281,100
25 年以上 26 年未満	295,400	264,200
26 年以上 27 年未満	272,700	243,400
27 年以上 28 年未満	250,500	223,000
28 年以上 29 年未満	228,100	202,600
29 年以上 30 年未満	205,300	181,800
30 年以上 31 年未満	180,500	159,900
31 年以上 32 年未満	155,600	138,000
32 年以上 33 年未満	131,000	116,300
33 年以上 34 年未満	92,900	84,400
34 年以上 35 年未満	57,600	54,600

附 則

この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の病院事業職員の給与に関する規程の規定は、平成30年4月1日から適用する。

人事委員会規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月20日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第14号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和48年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				
別表第7 昇格時号給対応表（第22条関係）				
ア・イ 〔略〕				
ウ 教育職給料表昇格時号給対応表				
昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特 2 級	3 級	4 級
〔略〕				
95	54	〔略〕		
〔略〕				
97	55	〔略〕		
98	55			
99	56			
100	56			
101	57			
102	57			
103	57			
104	58			
105	58			
106	58			
107	59			
108	59			
109	59			
110	60			
111	60			
112	60			
113	61			
114	61			
115	61			
116	61			
〔略〕				
119	62	〔略〕		
120	62			
121	62			
〔略〕				
125	63	〔略〕		
126	63			
〔略〕				

改正後				
別表第7 昇格時号給対応表（第22条関係）				
ア・イ 〔略〕				
ウ 教育職給料表昇格時号給対応表				
昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特 2 級	3 級	4 級
〔略〕				
95	53	〔略〕		
〔略〕				
97	54	〔略〕		
98	54			
99	55			
100	55			
101	55			
102	56			
103	56			
104	56			
105	57			
106	57			
107	57			
108	58			
109	58			
110	58			
111	59			
112	59			
113	59			
114	60			
115	60			
116	60			
〔略〕				
119	61	〔略〕		
120	61			
121	61			
〔略〕				
125	62	〔略〕		
126	62			
〔略〕				

131	<u>64</u>	[略]
[略]		

[略]

エ・オ [略]

カ 医療職給料表（二）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級

[略]

79 46 [略]

[略]

81 47 [略]

82 47

83 48

84 48

85 49

[略]

キ [略]

ク 市町村立学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特 2 級	3 級	4 級

[略]

82 58 [略]

83 59

84 60

85 61

86 61

87 61

88 62

89 62

90 62

91 63

92 63

[略]

94 64 [略]

[略]

[略]

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 平成30年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の規則の規定による号給とするものとする。

131	<u>63</u>	[略]
[略]		

[略]

エ・オ [略]

カ 医療職給料表（二）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級

[略]

79 45 [略]

[略]

81 46 [略]

82 46

83 47

84 47

85 47

[略]

キ [略]

ク 市町村立学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特 2 級	3 級	4 級

[略]

82 57 [略]

83 58

84 58

85 59

86 59

87 60

88 60

89 61

90 61

91 62

92 62

[略]

94 63 [略]

[略]

[略]

3 この規則の施行の日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月20日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第15号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			
1 行政職給料表				1 行政職給料表			
職務の級	種 別	区 分	管理職手当の額	職務の級	種 別	区 分	管理職手当の額
[略]				[略]			
8 級	1 種	1	<u>117,000円</u>	8 級	1 種	1	<u>117,100円</u>
	[略]		[略]				
[略]				[略]			
2～8 [略]				2～8 [略]			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月20日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第16号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）			
職員の区分 期間の区分	1 項職員	2 項職員	3 項職員	職員の区分 期間の区分	1 項職員	2 項職員	3 項職員
	円	円	[略]		円	円	[略]
1 年未満	<u>368,400</u>	<u>50,700</u>		1 年未満	<u>368,800</u>	<u>50,800</u>	
1 年以上 2 年未満	<u>368,400</u>	<u>50,700</u>		1 年以上 2 年未満	<u>368,800</u>	<u>50,800</u>	
2 年以上 3 年未満	<u>368,400</u>	<u>50,700</u>		2 年以上 3 年未満	<u>368,800</u>	<u>50,800</u>	
3 年以上 4 年未満	<u>368,400</u>	<u>50,700</u>		3 年以上 4 年未満	<u>368,800</u>	<u>50,800</u>	
4 年以上 5 年未満	<u>368,400</u>	<u>50,700</u>		4 年以上 5 年未満	<u>368,800</u>	<u>50,800</u>	
5 年以上 6 年未満	<u>368,400</u>	<u>50,700</u>		5 年以上 6 年未満	<u>368,800</u>	<u>50,800</u>	
6 年以上 7 年未満	<u>368,400</u>	<u>48,900</u>		6 年以上 7 年未満	<u>368,800</u>	<u>49,000</u>	
7 年以上 8 年未満	<u>368,400</u>	<u>47,100</u>		7 年以上 8 年未満	<u>368,800</u>	<u>47,200</u>	
8 年以上 9 年未満	<u>368,400</u>	<u>45,300</u>		8 年以上 9 年未満	<u>368,800</u>	<u>45,400</u>	
9 年以上 10 年未満	<u>368,400</u>	<u>43,500</u>		9 年以上 10 年未満	<u>368,800</u>	<u>43,600</u>	
10 年以上 11 年未満	<u>368,400</u>	<u>41,700</u>		10 年以上 11 年未満	<u>368,800</u>	<u>41,800</u>	
11 年以上 12 年未満	<u>368,400</u>	<u>39,900</u>		11 年以上 12 年未満	<u>368,800</u>	<u>40,000</u>	
12 年以上 13 年未満	<u>368,400</u>	<u>38,100</u>		12 年以上 13 年未満	<u>368,800</u>	<u>38,200</u>	
13 年以上 14 年未満	<u>368,400</u>	<u>36,300</u>		13 年以上 14 年未満	<u>368,800</u>	<u>36,400</u>	
14 年以上 15 年未満	<u>368,400</u>	<u>34,900</u>		14 年以上 15 年未満	<u>368,800</u>	<u>35,000</u>	
15 年以上 16 年未満	<u>368,400</u>	<u>33,500</u>		15 年以上 16 年未満	<u>368,800</u>	<u>33,600</u>	
16 年以上 17 年未満	<u>364,400</u>	<u>32,100</u>		16 年以上 17 年未満	<u>364,800</u>	<u>32,200</u>	
17 年以上 18 年未満	<u>360,400</u>	<u>30,700</u>		17 年以上 18 年未満	<u>360,800</u>	<u>30,800</u>	

18年以上19年未満	<u>356,400</u>	<u>29,300</u>		18年以上19年未満	<u>356,800</u>	<u>29,400</u>	
19年以上20年未満	<u>352,400</u>	<u>27,900</u>		19年以上20年未満	<u>352,800</u>	<u>28,000</u>	
20年以上21年未満	<u>348,400</u>	<u>26,500</u>		20年以上21年未満	<u>348,800</u>	<u>26,600</u>	
21年以上22年未満	<u>331,500</u>	<u>25,900</u>		21年以上22年未満	<u>331,900</u>	<u>26,000</u>	
22年以上23年未満	<u>314,300</u>	<u>25,300</u>		22年以上23年未満	<u>314,700</u>	<u>25,400</u>	
23年以上24年未満	<u>297,600</u>	<u>24,300</u>		23年以上24年未満	<u>298,000</u>	<u>24,400</u>	
24年以上25年未満	<u>280,700</u>	<u>23,700</u>		24年以上25年未満	<u>281,100</u>	<u>23,800</u>	
25年以上26年未満	<u>263,800</u>	<u>23,100</u>		25年以上26年未満	<u>264,200</u>	<u>23,200</u>	
26年以上27年未満	<u>243,000</u>	<u>22,500</u>		26年以上27年未満	<u>243,400</u>	<u>22,600</u>	
27年以上28年未満	<u>222,600</u>	<u>21,900</u>		27年以上28年未満	<u>223,000</u>	<u>22,000</u>	
28年以上29年未満	<u>202,200</u>	<u>21,100</u>		28年以上29年未満	<u>202,600</u>	<u>21,200</u>	
29年以上30年未満	<u>181,400</u>	<u>20,800</u>		29年以上30年未満	<u>181,800</u>	<u>20,900</u>	
30年以上31年未満	<u>159,500</u>	<u>20,400</u>		30年以上31年未満	<u>159,900</u>	<u>20,500</u>	
31年以上32年未満	<u>137,600</u>	<u>19,800</u>		31年以上32年未満	<u>138,000</u>	<u>19,900</u>	
32年以上33年未満	<u>115,900</u>	<u>18,900</u>		32年以上33年未満	<u>116,300</u>	<u>19,000</u>	
33年以上34年未満	<u>84,000</u>	<u>18,000</u>		33年以上34年未満	<u>84,400</u>	<u>18,100</u>	
34年以上35年未満	<u>54,200</u>	<u>17,300</u>		34年以上35年未満	<u>54,600</u>	<u>17,400</u>	
〔略〕				〔略〕			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

宿日直手当の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月20日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第17号

宿日直手当の額に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当の額に関する規則（昭和37年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（宿日直手当の額） 第2条 宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に 100分の50を乗じて得た額とする。 （1） 次号から第5号までに規定する宿直勤務又は日直勤務以外のものについては、<u>4,200円</u> （2） 次に掲げる宿直勤務又は日直勤務で任命権者が人事委員会の承認を得たものについては、<u>5,100円</u> ア・イ 〔略〕 （3） 次に掲げる宿直勤務又は日直勤務で任命権者が人事委員会の承認を得たものについては、<u>5,900円</u> ア～カ 〔略〕 （4） 次に掲げる宿直勤務又は日直勤務で任命権者が人事委員会の承認を得たものについては、<u>7,200円</u> ア～エ 〔略〕 （5） 助産施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター又は医療型児童発達支援センターにおける入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務又は日直勤務については、<u>2万円</u> 2 〔略〕	（宿日直手当の額） 第2条 宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に 100分の50を乗じて得た額とする。 （1） 次号から第5号までに規定する宿直勤務又は日直勤務以外のものについては、<u>4,400円</u> （2） 次に掲げる宿直勤務又は日直勤務で任命権者が人事委員会の承認を得たものについては、<u>5,300円</u> ア・イ 〔略〕 （3） 次に掲げる宿直勤務又は日直勤務で任命権者が人事委員会の承認を得たものについては、<u>6,100円</u> ア～カ 〔略〕 （4） 次に掲げる宿直勤務又は日直勤務で任命権者が人事委員会の承認を得たものについては、<u>7,400円</u> ア～エ 〔略〕 （5） 助産施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター又は医療型児童発達支援センターにおける入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務又は日直勤務については、<u>2万 1,000円</u> 2 〔略〕

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の宿日直手当の額に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月20日

宮崎県人事委員会規則第18号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(勤勉手当の成績率) 第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。 (1) 再任用職員以外の職員 100分の 180（給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の 220） (2) 再任用職員 100分の85（特定管理職員にあっては、100分の 105）	(勤勉手当の成績率) 第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。 (1) 再任用職員以外の職員 <u>6月に支給する場合には 100分の 180（給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員（以下この号及び次号において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の 220）、12月に支給する場合には 100分の 190（特定管理職員にあっては、100分の 230）</u> (2) 再任用職員 <u>6月に支給する場合には 100分の85（特定管理職員にあっては、100分の 105）、12月に支給する場合には 100分の95（特定管理職員にあっては、100分の 115）</u>

第2条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(勤勉手当の成績率) 第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。 (1) 再任用職員以外の職員 <u>6月に支給する場合には 100分の 180（給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員（以下この号及び次号において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の 220）、12月に支給する場合には 100分の 190（特定管理職員にあっては、100分の 230）</u> (2) 再任用職員 <u>6月に支給する場合には 100分の85（特定管理職員にあっては、100分の 105）、12月に支給する場合には 100分の95（特定管理職員にあっては、100分の 115）</u>	(勤勉手当の成績率) 第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。 (1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の 185（給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の 225）</u> (2) 再任用職員 <u>100分の90（特定管理職員にあっては、100分の 110）</u>

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

公安委員会規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月20日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

宮崎県公安委員会規則第5号

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和44年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
署名	交番、駐在所等名称	位置		署名	交番、駐在所等名称	位置	
[略]				[略]			
宮崎南警察署	新町交番 [略]	宮崎市	中村西3丁目	宮崎南警察署	中村通交番 [略]	宮崎市	中村西3丁目

[略]

[略]

附 則

この規則は、平成30年12月26日から施行する。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する宮崎県公安委員会の事務の宮崎県警察本部長への委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月20日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

宮崎県公安委員会規則第6号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する宮崎県公安委員会の事務の宮崎県警察本部長への委任等に関する規則の一部を改正する規則

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する宮崎県公安委員会の事務の宮崎県警察本部長への委任等に関する規則（平成4年2月29日宮崎県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（警察本部長への事務の委任） 第1条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第35条第1項の規定による命令（以下この条において「仮の命令」という。）に関する事務、法第12条の4第2項の規定による指示（緊急の必要がある場合におけるものに限る。）に関する事務並びに法第15条第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第3項及び第4項に規定する事務は、宮崎県警察本部長が行う。 （警察署長への事務の委任） 第2条 法第11条第1項、第12条第2項、第12条の6第1項、第18条第1項、第22条第1項、第26条第1項及び第30条の規定による命令は、警察署長が行う。	（警察本部長への事務の委任） 第1条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第35条第1項の規定による命令（以下この条において「仮の命令」という。）に関する事務、法第12条の4第2項の規定による指示（緊急の必要がある場合におけるものに限る。）に関する事務、<u>法第15条第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第4項及び第5項に規定する事務並びに法第30条の11第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第3項及び第4項に規定する事務</u>は、宮崎県警察本部長が行う。 （警察署長への事務の委任） 第2条 法第11条第1項、第12条第2項、第12条の6第1項、第18条第1項、第22条第1項、第26条第1項、<u>第30条、第30条の3、第30条の7第1項又は第30条の10第1項</u>の規定による命令は、警察署長が行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。